

# 令和4年度

## 第4回加東市農業委員会総会（定例会）議事録

1. 開催日時 令和4年7月20日（水）午後3時00分～午後4時00分
2. 開催場所 加東市役所3階301・302会議室
3. 出席職員 事務局長 鈴木 敏久 事務局次長 藤本 弘子  
主査 松岡 玲平
4. 出席委員 1)井上 弘 2)柴崎 彰孝 3)國井 久明 4)大橋 徹  
5)谷口 高史 6)長谷川 均 8)南 和夫 9)太田 隆之  
10)森本 善明 11)山本 昭雄 13)臼井 正 14)中山 喜作  
15)岸本 光  
(4)高橋 強 (5)藤原 孝治 (6)末廣 信久
5. 議事録署名委員 8)南 和夫 9)太田 隆之
6. 現地確認 9)太田 隆之 10)森本 善明 (4)高橋 強 (5)藤原 孝治  
(6)末廣 信久
7. 会議に附したる議案等
  - 1)開会
  - 2)会長挨拶
  - 3)議事録署名委員の指名
  - 4)議事  

第17号議案	農地法第3条の規定による許可について	7件
第18号議案	農地法第5条の規定による許可について	1件
第19号議案	非農地証明願いの承認について	6件
第20号議案	農地法施行規則第29条（200m <sup>2</sup> 未満）の規定による確認について	1件
第21号議案	農地の現況転換等の確認について	1件
第22号議案	農用地利用集積計画の決定について	3件
  - 5)報告  

報告第8号	市街化区域内の農地法第5条の届出について	1件
報告第9号	農地の貸借の合意解約通知について	3件
報告第10号	公共事業等による農地の転用について	1件
  - 6)その他
  - 7)閉会

局 長

ただいまから、令和4年度第4回加東市農業委員会総会7月定例会を開催いたします。

本日の出席委員は15名のうち現在13名で過半数に達しております、加東市農業委員会総会会議規則第9条の規定によりこの会議が成立しましたことを報告いたします。なお、7番内藤委員と12番岩崎委員におかれましては、事前に欠席の連絡がありましたので報告いたします。

本日出席の農地利用最適化推進委員は、高橋委員、藤原委員、末廣委員でございます。

それでは、開会にあたりまして國井会長よりご挨拶を申し上げます。

～國井会長あいさつ～

会 長

それではただいまから、令和4年度第4回7月定例会を開催いたします。

議 長

本日の現地調査をしていただきました、太田委員さん、森本委員さん、高橋推進委員さん、藤原推進委員さん、末廣推進委員さんありがとうございました。のちほど報告をよろしくお願ひいたします。

本日の議事録署名委員に8番の南委員と9番の太田委員を指名しますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

第17号議案「農地法第3条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局

～第17号議案を朗読～

議 長

続きまして、内容の説明をお願いします。

事務局

番号1、資料P1に申請地の位置図、P1～2に譲受人の耕作地位置図をつけております。

譲渡人は、高齢になり農業後継者もいないため、親族である譲受人に譲渡することになり、申請をされました。譲受人は必要な農機具類も備えており、農地を適正に管理されています。

番号2と3は関連があるため一括してご説明します。

番号2、資料P3に申請地と譲受人の耕作地位置図、番号3、資料P4に申請地と譲受人の耕作地位置図をつけております。

譲渡人は農地を相続されましたが、農業をしたことがなく自分で管理できないため、申請地周辺で耕作されている譲受人2人にお願いして農地を買い取ってもらうことになり申請をされました。両譲受人は、それぞれ耕作に必要な農機具類を所有しており、農地を適正に管理されています。

番号 4、資料 P5 に申請地の位置図、P5～6 に譲受人の耕作地位置図をつけております。

申請地は、先月、転用申請のあった農地の残りで、譲渡人は遠方で耕作できないため、譲受人が買い受けることになり、申請されました。譲受人は必要な農機具類も備えており、農地を適正に管理されています。

番号 5、資料 P7 に申請地の位置図と譲受人の耕作地位置図をつけております。

申請地は、譲受人の自宅周辺にあり、耕作に便利なため、譲受人が買い受けることになり、申請されました。譲受人は必要な農機具類も備えており、農地を適正に管理されています。

番号 6 と 7 は関連があるため一括してご説明します。

資料 P8 に申請地の位置図、P9 に営農計画書をつけております。

借受人は○○に住んでいますが、番号 6 の貸渡人の弟で、番号 7 の貸渡人の次男にあたる方です。資料 P9 の営農計画書に書いてありますが、両親が高齢になってきたので、兄と分担して農地を引き継ぐために権利を設定したいと申請をされました。農機具類は実家のものを借りるそうです。借受人の耕作面積は現在 0 m<sup>2</sup>ですが、番号 6 と 7 が許可されると 3,498 m<sup>2</sup>になります。

以上 7 件の申請については、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。

以上で、第 17 号議案の説明といたします。

議長

内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。

各委員

～意見なし～

議長

意見がないようですので、採決いたします。

第 17 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」は、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

各委員

～全員挙手～

議長

はい、全員挙手にて、第 17 号議案については、原案のとおり許可することとします。

続きまして、第 18 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局

～第 18 号議案を朗読～

議長	この件に関しまして、現地調査をお願いしておりますので、〇〇委員から報告をお願いいたします。
現地調査委員	<p>農地法第5条の現地調査の結果を報告します。</p> <p>第18号議案、番号1の〇〇は、〇〇にあり、現場は雑種地でありました。</p>
	以上、報告を終わります。
議長	はい、ありがとうございました。続きまして、内容の説明をお願いします。
事務局	<p>番号1、資料P10に申請地の位置図、P11に配置図をつけております。</p> <p>譲受人は、申請地を相続しましたが遠方で耕作できないため、分譲住宅用地として住宅業者に売却したいということで申請されました。申請地は、〇〇にあり、農業振興地域の農用地外で、東播用水は渋済済みです。なお、譲受人は、4月に〇〇で宅地分譲の転用許可をとられた業者です。同一事業者から新たな宅地分譲の転用申請があった場合、前の事業の進捗が50%未満であれば、事業実施の確実性が乏しいという理由で、原則として新たな転用は許可されないという運用になっています。本日、現地調査の際に〇〇の許可地を確認したところ、住宅はほぼ完成しており、50%以上進捗しているといった状況でしたので、今回と別件の申請ですけれども受付をさせていただいた次第です。</p>
	この転用申請につきましては、農地法第5条第2項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。
	以上で、第18号議案の説明とさせていただきます。
議長	内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。
各委員	～意見なし～
議長	<p>意見がないようですので、採決いたします。</p> <p>第18号議案「農地法第5条の規定による許可について」は、原案のとおり許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
各委員	～全員挙手～
議長	はい、ありがとうございました。全員挙手にて、本案を許可相当という

意見を付けて、県知事に送付します。

続きまして、第 19 号議案「非農地証明願いの承認について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局

～第 19 号議案を朗読～

議 長

この件に関しましても、現地調査をお願いしておりますので、○○委員から報告をお願いいたします。

現地調査委員

非農地証明願いの現地調査の結果を報告します。

第 19 号議案、番号 1 の○○は、○○にあり、現場は山林でありました。

続きまして、番号 2 の○○は、○○にあり、現場は雑種地でありました。

続きまして、番号 3 の○○は、○○にあり、現場は農道でありました。

続きまして、番号 4 の○○は、○○にあり、現場は雑種地でありました。

続きまして、番号 5 の○○は、○○にあり、現場は雑種地でありました。

続きまして、番号 6 の○○は、○○にあり、現場は宅地でありました。

以上、報告を終わります。

議 長

はい、ありがとうございました。続きまして、内容の説明をお願いします。

事務局

番号 1、資料 P12 に位置図、P13 に現況写真をつけております。

申請地は、山林化しており、平成 30 年の農地パトロールで非農地判定をした土地で、このたび、登記と現況を合わせるために申請されました。申請地は農振地域の農用地外で、土地改良区の受益地外です。

番号 2、資料 P14 に位置図、P15 に現況写真をつけております。

申請地は、昭和初期に住宅が建てられ、その後、空き家になって平成 24 年頃に取り壊された後、隣の○○が駐車場として借りていますが、土地を相続された申請人が地目が農地であると知って、登記と現況を合わせるために申請をされました。申請地は農振地域の農用地外で、土地改良区は決済済みです。

番号 3、資料 P16 に位置図、P17 に現況写真をつけております。

申請地は、平成 6 年頃に耕作のための通路として畔に擁壁を設置して整備し、現在は地区住民も通行する道路になっているので、登記と現況を合わせるために申請をされました。申請地は農振地域の農用地外で、土地改

良区は決済済みです。

番号4、資料P18に位置図、P19に現況写真をつけております。

申請地は、昭和57年頃から隣接の宅地と一体的に利用され、平成12年頃に○○が施工された際も、雑種地のように仕上げられていましたが、相続にあたって地目が農地であるとわかり、登記と現況を合わせるために申請をされました。申請地は農振地域の農用地外で、土地改良区は決済済みです。

番号5、資料P20に位置図、P21に現況写真をつけております。

申請地は、昭和40年代から50年代に、県道拡幅や河川改修で買収された残地で、平成8年頃から自宅への進入路の一部として利用していたということで、相続された申請人が登記と現況を合わせるために申請をされました。申請地は農振地域の農用地外で、土地改良区は決済済みです。

番号6、資料P22に位置図、P23に現況写真をつけております。

申請地は、昭和55年頃に、宅地の敷地内と思い込んで農家住宅を建築し、宅地として利用してきたということで、このたび隣接地に孫が分家住宅を建てるにあたって地目が農地であるとわかり、登記と現況を合わせるために申請をされました。申請地は農振地域の農用地外で、土地改良区は決済済みです。

これら6件の申請地については、農地法第2条に規定する農地には該当せず、非農地の要件を満たすものと考えます。

以上で、第19号議案の説明とさせていただきます。

議長 内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。

各委員 ~意見なし~

議長 意見がないようですので、採決いたします。

第19号議案「非農地証明願いの承認について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

各委員 ~全員挙手~

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手にて第19号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。

続きまして、第20号議案「農地法施行規則第29条の規定による確認について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局	～第 20 号議案を朗読～
議 長	この件に関しましても、現地調査をお願いしておりますので、〇〇委員から報告をお願いいたします。
現地調査委員	農地法施行規則第 29 条の現地調査の結果を報告します。 第 20 号議案、番号 1 の〇〇は、〇〇にあり、現場は宅地でありました。
議 長	続きまして、内容の説明をお願いします。
事務局	番号 1、資料 P24 に申請地の位置図、P25 に計画図をつけております。 申請地は、5 月定例会で農業振興地域の農用地から農業施設用地への変更申請があった土地で、承認されたので農業用倉庫の転用を届出されました。実際は昭和 55 年頃に農地の一部に農機具庫を設置して利用してきたということで、始末書を添付しておられます。
	この届出については、「加東市農業委員会農地法施行規則第 29 条第 1 項の規定による転用に関する要綱」に基づき提出されており、転用面積が 200 m <sup>2</sup> 未満の農業用施設に該当しますので、受理の要件を満たすものと考えます。
	以上で、第 20 号議案の説明とさせていただきます。
議 長	内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第 20 号議案「農地法施行規則第 29 条の規定による確認について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	全員挙手にて第 20 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。 続きまして、第 21 号議案「農地の現況転換等の確認について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第 21 号議案を朗読～
議 長	この件に関しましても、現地調査をお願いしておりますので、〇〇委員から報告をお願いいたします。

現地調査委員	農地の現況転換等の現地調査の結果を報告します。 第 21 号議案、番号 1 の〇〇は、〇〇にあり、現場は畠でありました。
議 長	以上、報告を終わります。
事務局	続きまして、内容の説明をお願いします。
	番号 1、資料 P26 に申請地の位置図、P27 に計画図をつけております。 申請地は、湿田で耕作が困難なため、水はけの悪い部分に盛土をして、隣接地との間には素掘りの水路を設けて排水し、嵩上げした部分は畠として利用したいという届出です。 この届出については、「加東市農地の現況転換等の適正化に関する要綱」に基づき提出されており、添付書類等は完備していますので、受理の要件を満たすものと考えます。
	以上で、第 21 号議案の説明とさせていただきます。
議 長	内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第 21 号議案「農地の現況転換等の確認について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	全員挙手にて第 21 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。 続きまして、第 22 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第 22 号議案を朗読～
議 長	続きまして、内容の説明をお願いします。
事務局	P7 の 1 番と 2 番は、使用貸借権の新規設定です。次の 3 番は、使用貸借権の更新です。全体の集計が P6 で、賃貸借権の設定はなし、使用貸借権の設定が 3 件、9 筆、合計 6,714 m <sup>2</sup> に利用権が設定され、7 月 29 日に公告される予定です。

	以上で、第 22 号議案の説明とさせていただきます。
議長	内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。
各委員	～意見なし～
議長	意見がないようですので、採決いたします。 第 22 号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議長	はい、ありがとうございました。全員挙手にて第 22 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。 続きまして、報告事項に入ります。報告第 8 号「市街化区域内の農地法第 5 条の届出について」事務局より朗読をお願いします。
事務局	～報告第 8 号を朗読～
議長	続いて、内容の説明をお願いします。
事務局	番号 1、資料 P28 に位置図をつけております。 農地を、住宅と駐車場用地にするための届出を受理しました。  この届出については、添付書類等完備していましたので、専決処理により、7月 14 日付で受理通知書を交付しました。
	以上で、報告第 8 号の説明といたします。
議長	内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。 続きまして、報告第 9 号「農地の貸借の合意解約通知について」を事務局より朗読をお願いします。
事務局	～報告第 9 号を朗読～
議長	続いて、内容の説明をお願いします。
事務局	1 番は、双方合意により無条件で利用権を解約され、解約後は借人を変更されます。 2 番は、双方合意により無条件で農地法第 3 条の賃借権を解約され、解約後は別の方に貸付けされます。

3番は、ひょうご農林機構を通じて扱い手に貸付けされていましたが、自分で耕作するということで解約されます。

以上で、報告第9号の説明といたします。

議長 内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。

続きまして、報告第10号「公共事業による農地の転用について」を事務局より朗読をお願いします。

事務局 ~報告第10号を朗読~

議長 続いて、内容の説明をお願いします。

事務局 番号1、資料P29に位置図、P30に計画平面図をつけております。国や県が、農地を転用する場合は許可不要ですが、農業委員会へ報告いただくことになっています。今回の件は、〇〇の工期延長に伴い、一時転用期間を延長するもので、令和6年3月末まで延長されます。

以上、報告第10号のご説明といたします。

議長 内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。

以上で本日の議案は、全て終了いたしました。慎重に審議を賜り、ありがとうございました。次に「その他」に入ります。事務局からの提案があれば、説明をお願いします。

事務局 来週からの農地パトロールについて、それぞれ皆さんのお机の上に回っていただけますと全体の地図、時間と集合場所を書かせていただいた案内をお配りさせていただいております。事前に確認していただきまして、もし抜けているとか追加がありましたら、当日でもそれまででも言っていただきましたら対応させていただきますのでよろしくお願ひいたします。また、非常に暑い中になりますので、体調に気をつけながら一緒にしていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それから、もう出して頂いている方もいらっしゃると思いますが、毎月お願いさせていただいております活動記録カードも忘れずに提出いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

事務局からは以上になります。

議長 何かご意見はございませんか。

各委員

～質問なし～

議長

本日はありがとうございました。  
これをもちまして、令和4年度第4回総会7月定例会を閉会いたします。

会議のてん末を記して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議長

國井 久明

議事録署名委員

南 和夫

議事録署名委員

太田 隆之